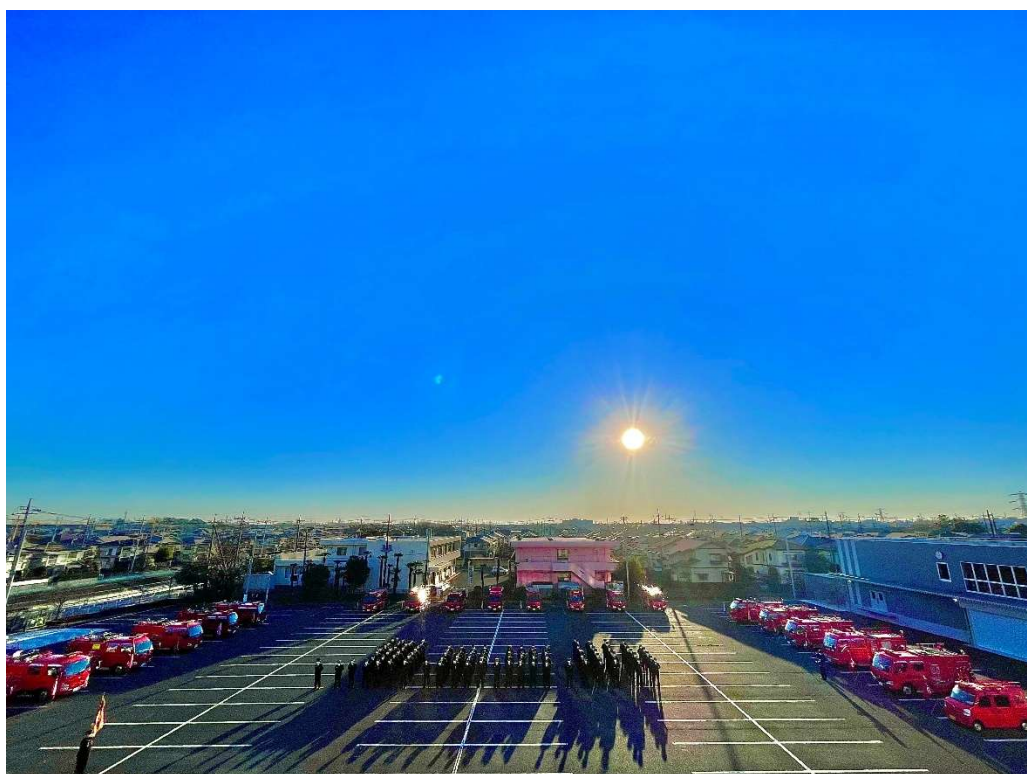


# 鴻巣市消防団施設整備計画



令和 7 年

# 目 次

## 総 則

第1章 計画策定の趣旨

## 第1部 車両更新計画

第1章 計画策定の目的	01
第2章 計画策定の背景	01
第3章 鴻巣市消防団車両更新年度	06
第4章 基本配置台数	07
第5章 その他（基本車両資料）	11

## 第2部 機械器具置場更新計画

第1章 計画策定の目的	13
第2章 計画策定の背景	13
第3章 計画の期間	13
第4章 消防団の機械器具置場の設備・機能について	15
第5章 対象機械器具置場	18
第6章 整備方針	19
第7章 財政措置・費用について	21
第8章 スケジュール・総事業費	23

## 第3部 被服等装備更新計画

第1章 計画策定の目的	25
第2章 計画策定の背景	25
第3章 計画の期間	25
第4章 現行の運用	26
第5章 装備品の更新について	26
第6章 新規装備品の整備方針	27

# 総 則

## 第1章 計画策定の趣旨

この計画は、鴻巣市消防団再編計画を基に、検討課題であった車両及び機械器具置場の更新の検討課題を整理するとともに、これまで必要な都度更新を行っていた被服等装備について方針を明確化することにより、鴻巣市消防団の災害対応力の強化、団員の処遇改善を目的に策定します。

# 第1部 車両更新計画

## 第1章 計画策定の目的

車両更新時期に合わせて、方面隊毎に消防ポンプ車と可搬消防ポンプ積載車（照明器具・発電機付）を組み合わせ配置し、多機能化を図ることで、火災のみならず、水害・震災・夜間時の災害対応力を向上させます。また、免許制度改正に伴い、準中型免許以上の免許を保有していない団員は、現在配置している第1分団から第14分団までの合計14台の消防ポンプ車を運転できず、今後も運転ができない団員が増加していくことから、全て軽量化された車両に更新します。

このことから、方面隊毎に軽量化かつ多機能化された車両を配置することで、多発化、激甚化する災害への対応力向上を図ることを目的とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 車両更新時期

消防車両の修理部品は、最新モデル製造開始から、概ね8年間は製造を継続しており確保できますが、8年を過ぎると在庫対応となります。15年経過すると消防車両の故障確率が上がり、修理部品も欠品している可能性が高くなることから、県内常備消防では、消防車両の安全基準に基づき13年～16年を消防ポンプ車の運用年数としている局・本部が大半となります。また、近隣市消防団では、消防車両の安全基準及び財政状況等の理由により、15年～20年を運用年数としています。

本市消防団では、平成27年に19個分団であったことから、財政状況を踏まえ、消防ポンプ車の運用年数を19年とし、毎年1台を更新する計画としました。令和6年度からは、消防団の再編により15個分団となりましたが、本更新計画も概ね19年を運用年数として、令和6年度に2台、令和8年度～令和12年度は毎年1台、令和13年度は団本部警戒車を含めて2台、令和14年度、令和15年度は毎年1台、令和16年度は女性消防分団警戒車を含めて2台、令和17年度～令和20年度は毎年1台消防車両を更新します。

### 近隣市消防団の運用年数（令和6年度調査）

	桶川市	北本市	行田市	熊谷市	久喜市
運用年数	17年	15年	17年	20年	17年

### 2 鴻巣市消防団配置の消防ポンプ車

本市消防団は、これまで火災に対応することを主な目的として、女性消防分団には、軽可搬消防ポンプ積載車、それ以外の各分団には、CD-1型の消防ポンプ車を配置しています。消防ポンプ車現有数は、消防団の再編により減少していますが、常備消防の充実強化が進んでいるため、市内の建物火災への対応には充足しています。

### 3 可搬消防ポンプ積載車

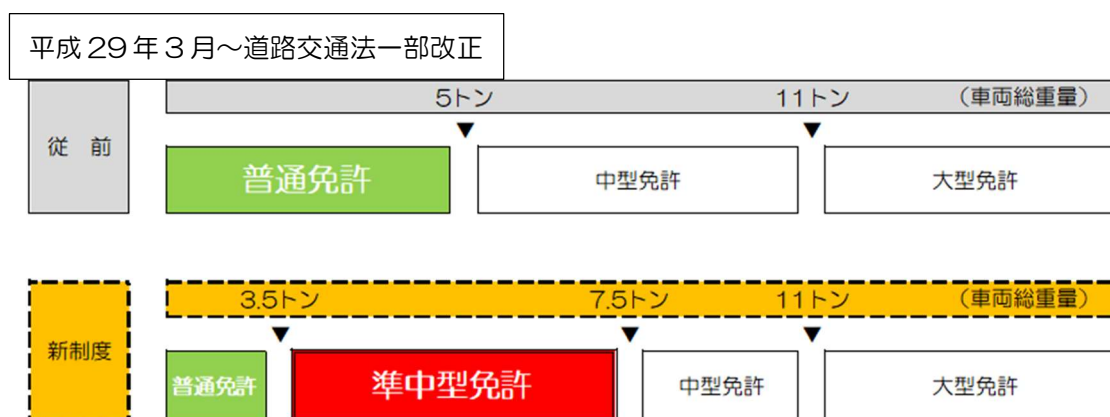
近年、火災のみならず局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）や大型台風、地震等による大規模自然災害が各地で頻発しており、本市においても、水害、地震、雪害、竜巻及び火災等様々な災害の発生が懸念されております。特に大規模地震では、水道管が破損し断水となり、多くの消火栓が使用できなくなるほか、地盤が隆起したことに伴う河川の著しい水位低下、がれきが道路を塞ぎ防火水槽に消防車が近づけなくなるなどが原因で、1か所火災が発生すると消火ができず、密集地などでは大規模火災となってしまうことがあります。可搬消防ポンプ積載車は、消防ポンプ車と比較して放水能力に劣る部分がありますが、可搬消防ポンプを徒手で搬送できるため、消防車が進入できないような狭あい道路や、がれきを乗り越えた防火水槽の利用、消防ポンプ車の吸管が届かない河川等からの消火活動を有効にします。単隊であっても平常時の建物火災では十分に消火活動はできますが、大規模地震による火災時は、消防ポンプ車（消防団・常備消防）が建物へ放水を行い、その消防車への中継送水を主とした活動を行います。

また、照明器具・発電機を装備することで、電源や照明を確保できない場所での消火・救助活動に威力を発揮します。可搬消防ポンプ・照明器具・発電機全てを一度に積載することは車両の容量不足のため出来ませんが、可搬消防ポンプを降ろすことにより他資機材の搬送が可能となります。可搬消防ポンプを水利に設定後、消火活動を行いつつ、照明器具や発電機を車両に積載し別の場所で活動を行う等のマルチに活躍できる車両です。

- (1) 車両総重量は、軽量化することができるため、免許制度改正に対応できます。
- (2) 整備費用は、消防ポンプ車と比較して安価です。

## 4 免許制度

現在、配置されている消防ポンプ車の車両総重量については、全て 3.5 トン以上 5.0 トン未満となっていますが、平成 29 年 3 月の道路交通法の一部改正により、準中型自動車が設けられ、改正日以降に普通自動車免許を取得した団員は、新たに準中型免許以上を取得しなければ、消防団の保有する消防ポンプ車を運転することができません。令和 5 年度では、準中型免許を取得していない団員約 10 名が該当しており、今後も準中型免許を取得していない団員が増加していくことが予想されています。そのため、現行の消防ポンプ車（CD-1 型）を軽量化し、免許制度改正に対応させた消防ポンプ車（CD-1L 型）又は可搬消防ポンプ積載車を配置します。



## 5 整備費用

本市消防団の直近の車両更新は、平成 30 年度となり、総重量 3.5 t 以上の消防ポンプ車 CD-1 型の設計金額（税込）は、約 17,400,000 円でした。しかし、近年の原材料費等の価格高騰に伴い令和 7 年度予算見積の 3 社平均では、同型の消防ポンプ車の設計金額（税込）が約 26,930,000 円であり、平成 30 年度よりも 1.5 倍以上高騰しています。軽量化された総重量 3.5 t 未満の消防ポンプ車 CD-1 型の設計金額（税込）は、約 25,000,000 円であるため、総重量 3.5 t 以上の消防ポンプ車 CD-1 型よりも 2,000,000 円程度、設計金額（税込）が低くなります。

また、本車両更新計画の目的のため、令和 5 年度に消防庁から消防団無償貸与車両等に関する要望調査があり消防ポンプ車（3.5 トン未満）1 台※を要望、令和 6 年度には日本消防協会から共済事業による交付車両の要望調査があり、消防団防災学習・災害活動車Ⅱ（ワンボックス型）1 台※を要望し、両車両共に貸与及び交付決定通知を受け、令和 6 年度に納入しました。

※参考価格（税込み） 令和 6 年度納入車両

消防団防災学習・災害活動車Ⅱ 約 10,000,000 円

消防ポンプ車（3.5 トン未満） 約 25,000,000 円

(1) 消防団車両更新事業スケジュール

更新年度	分団名	更新車種	参考価格 (単位：千円)
令和 6年度	団本部	本部車（普通ワンボックス）	交付車両
	10分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）	無償貸与
令和 8年度	2分団	可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	22,961
令和 9年度	1分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和10年度	4分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和11年度	11分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和12年度	9分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和13年度	6分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
	団本部	警戒車（軽バン）	3,000
令和14年度	12分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和15年度	14分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和16年度	8分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
	女性分団	警戒車（軽バン・小型消防ポンプ積載）	6,490
令和17年度	13分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和18年度	3分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和19年度	7分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000
令和20年度	5分団	消防ポンプ車（3.5トン未満）又は 可搬消防ポンプ積載車(3.5トン未満)	25,000

※ CD-1型（車両総重量 3.5トン以上 5.0トン未満）

参考価格（単位：千円）3社平均 26,930

(2) 更新計画に伴う車両購入費差額（令和6年度～令和20年度）

ア 更新計画

更新車種	台数	1台あたりの参考 価格（単位：千円）	合計価格 （単位：千円）	備考
消防ポンプ車（3.5トン未満） 又は可搬消防ポンプ積載車 （3.5トン未満）	14台	25,000	325,000	無償貸与 （1台）
本部車（普通ワンボックス）	1台	10,000	-	交付車両
警戒車（軽バン）	1台	3,000	3,000	
警戒車（軽バン・小型消防ポン プ積載）	1台	6,490	6,490	
合計	17台	-	334,490	

イ 従前どおり消防ポンプ車（車両総重量3.5トン以上）に更新した場合

更新車種	台数	1台あたりの参考 価格（単位：千円）	合計価格 （単位：千円）	備考
消防ポンプ車（3.5トン未満）	1台	25,000	-	無償貸与
消防ポンプ車（3.5トン以上）	13台	26,930	350,090	
本部車（普通ワンボックス）	1台	10,000	-	交付車両
警戒車（軽バン）	1台	3,000	3,000	
警戒車（軽バン・小型消防ポン プ積載）	1台	6,490	6,490	
合計	17台	-	359,580	

ウ アとイの合計差額

更新車種	更新期間 15年合計額 （単位：千円）	比較 （単位：千円）
ア（消防ポンプ車→軽量化）	334,490	▲25,090
イ（消防ポンプ車3.5トン以上）	359,580	-

### 第3章 鴻巣市消防団車両更新年度

令和7年4月1日時点

区分	種別	車名	登録年月	運行限界 (19年経過以降 車検満了日)	更新年度
団本部	本部車	日産 (キャラバン)	R7.2		令和26年度 (交付車両)
	警戒車	三菱 (軽ワボックス)	H23.10		令和13年度 (20年経過)
第1分団	ポンプ車	いすゞ (モリタ)	H20.1	R10.1.23	令和9年度
第2分団	ポンプ車	いすゞ (日本機械)	H19.2	R9.2.7	令和8年度
第3分団	ポンプ車	日野 (小池)	H28.6	R18.6.14	令和18年度
第4分団	ポンプ車	日野 (GMいちはら)	H23.3	R13.2.28	令和10年度
第5分団	ポンプ車	日野 (小池)	H30.12	R20.12.24	令和20年度
第6分団	ポンプ車	日野 (小池)	H24.12	R14.12.24	令和13年度
第7分団	ポンプ車	日野 (日本機械)	H30.3	R20.2.28	令和19年度
第8分団	ポンプ車	日野 (小池)	H26.1	R16.1.28	令和16年度
第9分団	ポンプ車	日野 (小池)	H24.12	R14.12.24	令和12年度
第10分団	ポンプ車	トヨタ (モリタ)	R7.2	R27.2.27	令和26年度 (無償貸与)
第11分団	ポンプ車	日野 (GMいちはら)	H23.3	R13.2.28	令和11年度
第12分団	ポンプ車	日野 (小池)	H24.12	R14.12.24	令和14年度
第13分団	ポンプ車	日野 (小池)	H27.2	R17.2.16	令和17年度
第14分団	ポンプ車	日野 (小池)	H24.12	R14.12.24	令和15年度
女性消防分団	警戒車	スズキ (小池)	H26.11		令和16年度 (20年経過)

## 第4章 基本配置台数

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」を基準として仕様の統一化と更新基準年度を定め、消防車（消防ポンプ車等）を各分団に1台、団本部2台及び女性消防分団1台を配置します。

### 方面隊毎の基本配置台数（全て3.5トン未満）

第1方面隊：消防ポンプ車又は可搬消防ポンプ積載車	4台
第2方面隊：消防ポンプ車又は可搬消防ポンプ積載車	4台
第3方面隊：消防ポンプ車又は可搬消防ポンプ積載車	3台
第4方面隊：消防ポンプ車又は可搬消防ポンプ積載車	3台

※ 消防ポンプ車と可搬消防ポンプ積載車の選定は、方面隊毎の基本配置台数に基づき、消防団と協議し、決定します。

## 1 消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）

第1条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。

2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

### 抜粋

#### 別表第3（第5条第1項関係）

市街地の人口（万人）	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1.1	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ9口

#### 別表第6（第5条第3項関係）

準市街地の人口（人）	準市街地に配置する動力消防ポンプの数
1,000以上 3,000未満	動力消防ポンプ4口
3,000以上 5,000未満	動力消防ポンプ6口
5,000以上 10,000未満	動力消防ポンプ8口

### 第5条第4項

前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基本として算出する。

消防ポンプ自動車	2口
手引動力ポンプ	1口
小型動力ポンプ	1口

## 2 令和7年度消防施設整備計画実態調査における市街地、準市街地及びその他の地域人口について

令和7年1月1日 鴻巣市の人口 117,564人

- (1) 市街地の数 1 人口 108,738人(全117,660人-準8,787人-他29人)
- (2) 準市街地の数 3 人口 8,787人
  - ア 広田地区人口 3,620人(広田地区3,646人-落合地区26人)
  - イ 屈巢地区人口 3,415人
  - ウ 共和地区人口 1,752人
- (3) その他の地域の数 2 人口 39人
  - ア 滝馬室地内(御成橋西側) 13人(6世帯×市平均2.2人)
  - イ 川里地内(落合地区) 26人(12世帯×市平均2.2人)

## 3 鴻巣市の動力消防ポンプ必要口数

- (1) 市街地×1=9口
- (2) 準市街地×3=16口(4口×1+6口×2)
- (3) (1)+(2)=必要口数 25口

## 4 車両更新後(令和20年)の鴻巣市消防団、動力消防ポンプ口数

各方面隊に消防ポンプ車1台から2台、可搬消防ポンプ積載車2台導入した場合

- (1) 消防ポンプ車×6台×2口=12口
- (2) 可搬消防ポンプ積載車×9台×1口=9口
  - ※女性消防分団積載車(小型動力ポンプ積載)×1台を含む
- (3) 可搬消防ポンプ(積載外)×9台×1口=9口
- (4) (1)+(2)+(3)=保有口数 30口

以上のことから、更新後(令和20年)も動力消防ポンプ口数は、必要口数25口<保有口数30口となり、消防力の整備指針を満たしています。

しかし、積載外の可搬消防ポンプの経年劣化による不調が多く、部品供給もないことから、可搬消防ポンプの更新も併せて検討する必要があります。

## 5 配置する基本車両

### (1) 第1方面隊・第2方面隊



消防ポンプ車（3.5トン未満）又は可搬消防ポンプ積載車（3.5トン未満）

方面隊毎に4台

### (2) 第3方面隊・第4方面隊



消防ポンプ車（3.5トン未満）又は可搬消防ポンプ積載車（3.5トン未満）

方面隊毎に3台（第10分団は消防ポンプ車無償貸与）

### (3) 団本部



本部車（普通ワンボックス）1台



警戒車（軽ワンボックス）1台

### (4) 女性消防分団



警戒車（軽ワンボックス）1台 ※小型可搬消防ポンプ積載

## 第5章 その他（基本車両資料）

### 1 消防ポンプ車

#### 特徴

消防ポンプ車が、「積載車」と大きく違う部分は、ポンプを動かすための動力源としてポンプ車のエンジン（PTO を用いて）を使用している点です。

#### (1) CD-1 型（車両総重量 3.5 トン以上 5.0 トン未満）

【参考価格】（単位：千円）



A 社：26,000

B 社：27,300

D 社：27,480

平均：26,930

- メリット：1 放水量が多いため、長時間の放水が可能  
2 エンジンが基本ディーゼルのため、燃料費が安価  
3 ホースカー等の比較的重量がある資機材も艤装次第で積載可能  
4 4WD や 2WD が選択でき、車種も「いすゞ」「日野」が選択可

- デメリット：1 免許制度の改定により準中型免許が必要  
2 水利部署から火災発生場所が遠い場合、ホース延長が長くなる。  
3 震災等により水道管や防火水槽が破損し、消火栓や防火水槽が使用できない状況では、河川等に水利部署する必要があるが、消防車が近くまで寄れないことや、吸水管が河川まで届かないことがある。

#### (2) CD-1L 型（車両総重量 3.5 トン未満）



【参考価格】（単位：千円）

A 社：25,000

特許のため他社なし

- メリット：① 総重量 3.5 トン未満のため、普通免許対応  
② 放水量が多いため、長時間の放水が可能  
③ CD-1 型と比較して小回りが利いて良い

- デメリット：① 燃料がガソリンであるため、燃料費が高価  
② 製造会社が株式会社モリタ 1 社（特許のため、他社が参入不可）  
③ PTO（5段階）に慣れるまで時間を要する。

## 2 可搬消防ポンプ積載車（照明器具・発電機付）

### 特徴

大多数の市町村では、「消防ポンプ車」と「可搬消防ポンプ積載車」の二種類が消防団の主力装備となっています。

一般的には 1.5 トン級がベースの車両が多く、免許の関係・活動地域の道路幅・水利条件によって小回りが利く軽自動車を改造したタイプの車両なども存在します。

装備において消防ポンプ車と殆ど差はなく、ホース・吸管・はしご等を装備し消火栓・防火水槽・自然水利からポンプで水を吸い上げて放水する機能を有しています。

消防ポンプ車と異なる点は、車両のエンジンと別れて、車両後部に積載した「可搬消防ポンプ」という独立した動力機で放水を行う点です。

消防ポンプ車は、自動車のエンジンで消防ポンプを動かしているため、放水量が多い一方、火災現場で消防ポンプの取り外しや移動ができませんが、可搬消防ポンプ積載車は、取り外しや移動が可能のため（※（1）固定配管仕様を除く）狭路地や河川敷等での有効性が非常に大きいものとなります。

また、大雨や台風時の冠水地の排水にも「可搬消防ポンプ」を独立して移動することができるため、消防ポンプ車と違い、殆どの場所で運用が可能です。

可搬消防ポンプを降ろすことにより、積載車として照明器具や発電機等を搬送が可能となります。

### トヨタ・ダイナベース型（車両総重量 3.5 トン未満）※配管非固定仕様



【参考価格】(単位：千円)

B 社：19,000～22,000

C 社：19,000～22,000

E 社：19,000～22,000

平均：22,000

メリット：① 車両総重量 3.5 トン未満のため、普通免許対応  
② 可搬消防ポンプを車両から独立して移動できるため、消防ポンプ車が入れない、もしくは届かない場所から水利が取れる。

デメリット：① 水利部署時、吸水のため可搬消防ポンプを車両から降ろして吸管を取り付ける必要があり、消防ポンプ車よりも吸水まで時間を要する。

② 消防ポンプ車と比較して放水量が少ない。

③ 車両燃料がガソリンであるため、燃料費が高価

④ バッテリーは、車両と可搬消防ポンプの二つの管理が必要



## 第2部 機械器具置場更新計画

### 第1章 計画策定の目的

有事の際、消防団員が長期間待機を行い、多くの資機材を備えている機械器具置場は災害時の拠点となる施設です。

令和2年度に策定された消防団再編計画にて、老朽化が著しく、他地域と設備差がある第11・13・14分団の機械器具置場の更新について令和4年度より事業に着手することとされました。

令和6年4月1日に消防団の再編が完了したことを受け老朽化した機械器具置場について分団間の設備格差是正を目的に本計画を策定します。

### 第2章 計画策定の背景

平成21年に鴻巣市鴻巣消防団、鴻巣市川里消防団、鴻巣市吹上消防団の3団が統合し、新たに鴻巣市消防団として発足しました。3団の統合に合わせ、3市町ごとに差があった装備品や報酬については、順次統一化、引上げ等がおこなわれました。

老朽化した機械器具置場の更新については3市町の合併時から予定されておりましたが、分団の統合について検討がされていたため、機械器具置場の更新については消防団の再編後行うこととされておりました。

分団の統合は令和2年度に策定された消防団再編計画に基づき、令和4年4月に第1期の分団の統合を、令和6年4月に第2期の分団の統合を終え、20分団制から15分団制へ分団が統合されました。老朽化し更新を予定していた一部の機械器具置場についてはこの統合により更新が不要となりました。しかしながら、一部の機械器具置場については、老朽化に加え他の機械器具置場と比較して装備の保管スペースがない、待機スペースや駐車場が確保されていないことなどの課題があります。さらに、統合により分団の定数や管轄区域に変更があったため、実情に合わせた更新の検討が必要になります。

全国的には、令和6年7月19日付消防第527号「令和6年度能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」において、被害が大きかった地域で、消防団の機械器具置場が被災し、出動が遅れる事態が発生するなど、機械器具置場の整備については今後の課題とされております。

さらに、直近で建設された第2分団（当時は第4分団）にはおおよそ8,500万円の費用が掛かっており、敷地の選定を終えてから測量、設計・調査、建築までに最短でも3年～4年程度時間を要します。今後の更新にはさらに費用がかかることが想定されます。

一方で再編により、使用しなくなった機械器具置場について、地域の実情等を踏まえ、利活用を検討する必要があります。

### 第3章 計画の期間

本計画は、建築までに短くても3年～4年程度時間を要し、さらに敷地選定の期間も要します。また、同一年度に複数の機械器具置場を更新することは困難なことから、令和6年度から令和15年度までを計画の期間とし、社会情勢の変化を見極めながら、必要に応じた見直しを行うものとします。

#### 消防団の施設一覧

令和7年4月1日時点

区分	所在地	構造	階数	建物 延床面積	敷地 面積	建築 年月	経過 年数
団本部	中央 801-1 (市役所内)						
第1分団	人形 2丁目 2467-5	軽量鉄骨造	2	89.00 m <sup>2</sup>	345.00 m <sup>2</sup>	平成 7年 9月	30年
第2分団	宮地 4丁目 127-1	鉄骨造	2	99.73 m <sup>2</sup>	435.51 m <sup>2</sup>	平成28年 3月	10年
第3分団	原馬室 921-2	軽量鉄骨造	2	72.90 m <sup>2</sup>	1060.05 m <sup>2</sup>	平成 4年 3月	34年
第4分団	下谷 243	鉄骨造	2	99.55 m <sup>2</sup>	310.00 m <sup>2</sup>	平成15年11月	22年
第5分団	郷地 951-4	軽量鉄骨造	2	81.90 m <sup>2</sup>	249.00 m <sup>2</sup>	平成 9年 3月	29年
第6分団	新井 451	鉄骨造	2	83.10 m <sup>2</sup>	719.01 m <sup>2</sup>	平成 9年 月	29年
第7分団	広田 874-2	鉄骨造	2	93.89 m <sup>2</sup>	834.00 m <sup>2</sup>	平成12年 月	26年
第8分団	屈巢 4529-5	鉄骨造	2	94.60 m <sup>2</sup>	250.78 m <sup>2</sup>	平成10年 月	29年
第9分団	登戸 155-1	鉄骨造	2	99.55 m <sup>2</sup>	437.89 m <sup>2</sup>	平成12年 3月	26年
第10分団	箕田 347-5	鉄骨造	2	99.55 m <sup>2</sup>	416.39 m <sup>2</sup>	平成15年 2月	23年
第11分団	小谷 1933-1	鉄骨造	2	54.54 m <sup>2</sup>	120.00 m <sup>2</sup>	昭和62年11月	38年
第12分団	吹上本町 4丁目 2699-3	鉄骨造	2	128.00 m <sup>2</sup>	商工会館と併用	昭和59年10月	41年
第13分団	大芦 1543-2	鉄骨造	2	55.38 m <sup>2</sup>	123.00 m <sup>2</sup>	昭和58年12月	42年
第14分団	下忍 3235-2	鉄骨造	2	54.54 m <sup>2</sup>	96.00 m <sup>2</sup>	昭和61年11月	39年
女性消防分団	中央 801-1 (市役所内)						
※旧第2分団	本町 6丁目 2447-5	鉄骨造	2	74.66 m <sup>2</sup>	131.76 m <sup>2</sup>	昭和53年 4月	48年
※旧第3分団	東 2丁目 14-4	軽量鉄骨造	2	72.90 m <sup>2</sup>	165.33 m <sup>2</sup>	平成5年 月	33年
旧第15分団	榎戸 2丁目 141-4	鉄骨造	2	55.20 m <sup>2</sup>	109.00 m <sup>2</sup>	昭和61年 3月	40年
旧第17分団	小谷 685-2	鉄骨造	2	42.82 m <sup>2</sup>	54.00 m <sup>2</sup>	昭和52年 3月	49年
旧第19分団	鎌塚 251-3	鉄骨造	2	55.38 m <sup>2</sup>	120.00 m <sup>2</sup>	昭和57年11月	43年

※旧第3分団機械器具置場は令和6年3月31日付で普通財産へ財産異動（売却済）

※旧第2分団機械器具置場は令和7年4月1日付で普通財産とし、自治会館として利用

## 第4章 対象機械器具置場

### 1 老朽化した機械器具置場の更新

対象機械器具置場は経過年数が長く、老朽化が進んでおり、他の分団と比較し、課題がある機械器具置場が対象となります。

#### (1) 対象機械器具置場

- ・第11分団（経過年数38年）
- ・第13分団（経過年数42年）
- ・第14分団（経過年数39年）

#### (2) 共通課題

ア 他の分団と比較し、建物が小さく、設備が確保できていません。

今後も利用する設備のうち、対象3施設を除いた施設の平均延床面積は94.71㎡ですが、対象施設の平均延床面積は54.54㎡とおおよそ半分の面積となるため、待機スペース、資機材の収納スペース等が確保できていません。

##### 具体例

- ・分団でおおよそ月1回程度開催している全体会議のスペースがない。
- ・車庫内に資機材を収納できず、一部を屋外で保管している。
- ・施設内にトイレがなく、建物外にトイレを仮設している。
- ・訓練や出動の際に車で参集するスペースがなく、路上に駐車している。

イ 敷地スペースが狭く資機材の整備点検を公道上で行っている。

対象の機械器具置場は96.00㎡～123.00㎡しかなく、次に小さい、第5分団の249.00㎡、第8分団の250.78㎡と続く。ただし、第5分団は笠原公民館第2駐車場、第8分団は学童施設と敷地が隣接しており駐車スペース等が利用できる。

ウ 老朽化が進行しており、今後も利用する場合、大規模な改修工事が必要となる。

対象施設のうち、比較的新しい第11分団、合併以前に建築された第10分団の機械器具置場の比較

敷地



待機スペース



器具置場

第 1 1 分 団		
第 1 0 分 団		

トイレ

第 1 1 分 団		
第 1 0 分 団		

## 2 再編に伴い使用していない機械器具置場

消防団の再編に伴い、一部の分団の機械器具置場は利用していません。そのため、建物及び敷地の利活用を検討する必要があります。

### (1) 対象施設

- ・旧第2分団
- ・旧第3分団 ※令和5年普通財産として財産異動済
- ・旧第15分団
- ・旧第17分団
- ・旧第19分団

## 第5章 消防団の機械器具置場の設備・機能について

対象となる機械器具置場は、3市町合併前から利用しており、他の機械器具置場と比べ必要な施設が確保されておりません。そこで、直近（平成28年）で建築された第2分団、平成15年に建築された第4分団、第10分団の設計を基本設計とすることで、分団ごとに均整のとれた施設とする必要があります。

また、敷地面積は小さく、必要な設備を確保できないことから、別の土地に移転することを検討する必要があります。敷地については管轄区域の中心に近く、災害現場へ急行するため交通条件の良い場所が望ましいと考えられます。ただし対象の分団の管轄区域は全て洪水時浸水することが想定されています。平時の火災や地震等の災害は出動しやすい管轄区域内から出動し、水害時には事前に浸水想定区域外の分団機械器具置場へ活動拠点を移すなどの対応が必要になります。

消防団の機械器具置場の施設・機能としては、平成26年3月28日付消防災第122号「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）」に標準的に整備することが必要な施設・機能が明記されており、これに準ずる施設とすることが望ましいと考えられます。

### 消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）抜粋

#### 2 標準的に整備することが必要な施設・機能

##### (1) 地域防災の拠点施設

- ① 大規模災害時において災害活動が長期化する中、活動に専念するための拠点機能の必要性
  - ・ 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備  
(台所や収納場所に加え、団員1人当たり1㎡~1.5㎡程度を目安として必要なスペースを確保)
  - ・ 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ② 安全管理対策、救助活動及び他機関との連携等に係る団員への教育・訓練の充実及び自主防災組織や地域住民等への防災指導の充実
  - ・ 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備

(待機室や広間と兼ねることができるものとし、団員に対し、教育・訓練をスクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保)

③「消防団の装備の基準」の改正に基づく、安全装備品や救助資機材等の充実

- ・ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備

(整備される車両に応じた車庫スペースの確保及び平成26年2月7日消防庁告示第2号による改正後の「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)」に基づく個人装備や資機材が格納できる十分なスペースを確保)

④ 情報収集や他機関との情報共有のための機能

- ・ 無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備

⑤女性消防団員の増加

- ・ 女性用トイレ・更衣室の設置

(更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)

## 第6章 整備方針

### 1 更新が必要になる機械器具置場

#### (1) 第11分団

教育支援センター敷地内への移転を検討します。

小谷小学校が廃校となり、教育支援センターとして利活用しているため、消防団の設備を全て旧校舎内へ移設することは難しいですが、会議(休憩)スペースを空き教室等を活用し、移設は資機材スペースのみにするなど、建築費を抑える方法を検討します。

移転が完了したのち、売却や消防水利用地としての活用を検討します。

#### (2) 第13分団

移転先を検討します。

移転が完了したのち、売却や消防水利用地としての活用を検討します。

移転先の候補としては下記のとおりとなります。その他自治会集会所等新設を行う施設がある場合、複合施設として新たに候補と加えます。

##### ①大芦小学校

大芦小学校が廃校となった場合、第11分団と同様に敷地の買収をせず移設が可能となります。ただし、大芦小学校は管轄区域の南東よりにあり、第13分団の管轄区域である新宿1丁目、2丁目が多く、他分団の管轄区域を経由して出勤する必要があります。

##### ②旧第15分団

管轄区域の中心付近に旧第15分団の機械器具置場があるので、活用を検討します。ただし、建築年数が第13分団より古く、建物も小さいため、建替が必要であり、駐車場スペースも限られています。また、元荒川の家屋倒壊等氾濫危険区域(河岸浸食)の付近に位置しています。

### ③吹上富士見テニスコート

第12分団の管轄区域ですが、管轄区域境にあり、用途廃止の検討が行われているため、活用について検討します。

## (3) 第14分団

現在の第14分団機械器具置場は県道の拡幅計画により、敷地の一部が県道拡幅区域に入るため、建物の移築が必要となります。

(県道拡幅予定：R7年度用地測量、R8年度物件調査、R8～9年度売買契約)

候補地として旧第19分団機械器具置場または令和10年度に移転する鎌塚保育所を候補に必要な経費や土地の現況を調査します。

## 2 廃止施設の方針

### (1) 旧第2分団

すでに利活用を進めております。

消防団機械器具置場として使用していた当時から富永町の自治会館として、同時に利用されていたことから機械器具置場として利用を廃止し、施設一体を普通財産とし、自治会館として貸出をしております。

### (2) 旧第3分団

必要な備品等の回収を終え、普通財産への財産異動を令和6年3月31日に行い令和7年度売却済です。

### (3) 旧第15分団

第13分団の移設先が確定したのち売却を見据えて検討します。

### (4) 旧第17分団

令和6年度末までは荷物の移動、不用品の整理等のため機械器具置場として利用します。周囲に基準水利がなく、防火水槽計画区域内に位置していることから、統合先の第11分団の機械器具置場の更新が完了後、基準水利として充足する40m<sup>3</sup>以上の防火水槽施設として敷地を利活用する方針です。

### (5) 旧第19分団

鎌塚保育所跡地を第14分団の候補地としていますが、調査の結果鎌塚保育所を断念した場合や、旧第19第14分団が県道拡幅により、移転が完了していない場合は機械器具置場として建替えや活用する必要があります。そのため、第14分団の移転が完了し、使用しなかった場合、売却を見据えた検討をします。

## 第7章 財政措置・費用について

### 1 財源措置

活用できる財源措置は防災対策事業債と施設整備事業債の2種類があります。地方債を活用するには平成26年3月28日付消防災第122号「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）」の機能を有する必要があります。なお、消防防災施設整備費補助金についてはヘリコプター離着陸場、自家用給油施設等の整備を主体とした補助金であり、活用は現実的ではありません。

第2分団の機械器具置場を基本とした場合女性用トイレ、更衣室を整備する、非常用備蓄品の購入を行うなど経費が増大するため、費用対効果が高い方を検討する必要があります。

### 2 過去の建築費との比較

第2分団と同様の機械器具置場を旧小谷小学校に建築する場合、掛る費用及び、業務（工事）は下記のとおりとなります。（令和6～7年現在の見積単価）

（単位：円）

件名	第2分団実績額	旧小谷小学校へ建築する場合	備考
敷地買収	46,321,800	0	市有地
用地測量業務委託	464,400	3,626,260	R7単価
地質調査業務委託	486,000	設計業務と同時発注	
機械器具置場設計業務委託	2,316,600	4,411,000	R7単価
機械器具置場建築工事	34,657,200	70,070,000	概算
建築工事監督業務委託	1,047,600	1,221,000	R6単価
合計	85,293,600	79,328,260	

### 3 建築方法による建築費の比較

建築方法として従来通りの2階建てかつ財源措置の対象となる建築物や規模を縮小し、平屋建てにて建築し、総額を抑える方法が考えられます。

①第2分団相当の機械器具置場相当（2階建て）（交付金等の対象となる設備とする）

概算工事費：55,473,000円（税込）

②平屋建て機械器具置場及び小スペースの休憩所（在来工法）

概算工事費：54,340,000円（税込）

③平屋建て機械器具置場及び小スペースの休憩所（プレハブ工法）

概算工事費：45,100,000円（税込）

※既設撤去費、地盤改良費、地質調査、設計業務委託、工事監督業務委託等除く

プレハブ工法で施工した場合従来の建物と比較し約81%の建築費となります。財源措置として、交付税参入率70%の緊急防災・減災事業債と事業費の2分の1のうち70%（実質35%）が対象となる施設整備事業債が考えられます。

小スペースの休憩所では事業債の対象とならないため、市の支出を抑える方法としては

従来工法で行うか、プレハブ工法で行い、施設を事業債の対象となる様に拡充（休憩スペースの拡大、トイレの増設、更衣室用スペースの設置等）する方法が考えられます。なお、緊急防災・減災事業債は設計費用についても対象となりますが、設計翌年度に建築の必要があるなど、条件があります。

第2分団を基本設計とした場合の施設・機能要件

消防団拠点施設要件	適合状況	理由	消防団拠点施設とするには
① 団員数に応じた待機室	○	十分な広さがある	—
② <u>非常用物資や発電機等の整備</u>	△	<u>非常用備蓄等が十分とはいえないが、購入した場合の収納スペースの確保は可能。</u>	<u>非常用備蓄品等を購入する</u>
③ 教育・訓練スペース	○	十分な広さがある	—
④ 車両及び装備品の収納スペース	○	装備品について収納スペースの確保が可能。	—
⑤ 無線機等情報収集設備	○	デジタル簡易無線機、消防救急受令機設備	—
⑥ <u>女性用トイレ・更衣室</u>	△	<u>女性が使用することが想定されていない。</u>	<u>女性用トイレ・更衣室を設置する</u>

## 第8章 スケジュール・総事業費

県道の拡幅計画により、早期に移転の必要がある第14分団の更新を優先して取り組みます。その後建築工事が重ならないように候補地が決定している第11分団を行い、第14分団及び第11分団の工事を進めながら第13分団の移転先の検討を行います。

総事業費については、第2分団の建築工事費をベースに算出しております。また、建築場所により各金額は大きく変動するため、総事業費については概算となります。

平屋建てのプレハブ工法による建築した場合、建築工事費が総計で3,000万円ほど減額可能ですが、財政措置の対象とならないため、調査検討が必要です。

鴻巣市消防団機械器具置場更新計画 スケジュール及び総事業費（千円）												
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
11分団	← 建築物検討等 →					← 設計 →	← 測量 建築工事 →					
						4,411	3,627	71,291				79,329
13分団	← 候補地検討 →								← 設計・測量・建築工事 →			
									4,411	3,627	71,291	79,329
旧14分団	境界確認	物件調査 (夏頃)	← 用地交渉 →		← 解体工 →							
新14分団	← 候補地検討 →				← 設計 →	← 測量 建築工事 →						
				4,411	3,627	71,291						79,329
合計				4,411	3,627	75,702	3,627	71,291	4,411	3,627	71,291	237,987



## 第3部 被服等装備更新計画

### 第1章 計画策定の目的

消防団の装備は制服をはじめ、災害時に着装する活動服や保安帽、消防車へ積載する管鎗など多岐に渡ります。さらに団員個人に貸与しているものから、分団へ貸与しているものに分かれ、耐用年数も異なります。

ホースなどの消耗品については随時購入を行い、管鎗などの消防車へ積載する装備については車両の更新と合わせて更新しております。

消防団の装備については、具体的な更新時期が明確化されておらず、使用年数を過ぎたタイミングや使用不能になった際に購入しているのが現状です。

消防に係る経費は市町村が負担すべきものと法令で定められており、基本となる装備については必要な都度購入を行っております。しかしながら、一部の装備品は分団で購入しているなどの課題があります。

激甚化多発化する災害に備え、整備方針を明確化することで、消防団が安全かつ能力を十分に発揮できることを目的とし本計画を策定します。

### 第2章 計画策定の背景

平成21年に鴻巣市鴻巣消防団、鴻巣市川里消防団、鴻巣市吹上消防団の3団が統合し、新たに鴻巣市消防団として発足し、3団の統合、消防団の再編に合わせ、各団で格差のあった装備、報酬については順次均一化が行われてきました。統合時や新規装備を導入時に一括配備した装備についてはある程度同時期に使用期限を迎えることが想定され、一括での更新が必要になる恐れがあります。

また、新入団員の装備は新規に全てそろえると10万円以上の費用が必要となり、今後原材料費の高騰などで、費用がさらに多くなることが想定されます。可能な装備は使い回し、初期投資の削減を図るなどが必要となります。

### 第3章 計画の期間

本計画は、品目によっては耐用年数がなく、団員の退団まで数十年以上使用するものから、災害現場で使用すると短期間で更新を行う必要がある品目まで様々です。そこで、装備に応じて使用目標年数の検討をすることとします。

#### 貸与品一覧

分団貸与品	個人貸与品
防火衣	制服（上下）、制帽、ネクタイ
防火帽	消防団名章（鴻巣市）
防火長靴	分団章（金属・布）
保安帽	階級章（金属・布）
ゴーグル	白手袋
ヘッドライト	盛夏服（上下ベルト）盛夏帽（副団長以上）

受令機	団長章、私服用職章（団長）
デジタル簡易無線機	パンプス（女性団員）
拡声器（副団長以上）	儀礼服（方面隊長以上）
ベスト（分団長以上）	活動服（上下）ベルト
ベスト（機能別団員）	アポロキャップ
	編上靴
	耐切創手袋
	長靴
	Tシャツ
	高視認性雨衣
	防寒着（令和6年度新入団員より貸与）

#### 第4章 現行の運用

平成28年の分団長会議において、被服等の装備品の取り扱いが定められており、貸与品の保有数の確認や貸与品の返却などを消防団と確認しており、現状問題なく運用しております。

##### 被服等の装備品の取り扱いについて（抜粋）

- 1 市貸与品と分団等で購入した装備品の確認
- 2 市貸与品における個人貸与品と分団貸与品の確認  
個人貸与品の例：制服・活動服・編上靴・長靴等  
分団貸与品の例：防火衣・ヘルメット・ゴーグル・ヘッドライト等
- 3 分団貸与品の保有数の確認（年1回など定期的実施）
- 4 退団時における個人貸与品の返却
  - ① 入団から5年以下の団員の個人貸与品は全て返納させる。
  - ② 返納された状態の良好な個人貸与品は、新入団員等に再利用する。
  - ③ 入団から6年以上の団員の個人貸与品は分団で保管し分団内で再利用する。
- 5 現在各分団が保有していた制服の内、色や状態等の良好な制服約十数着を事務局が保管し、新入団員等に再利用する。また上記のとおり返納された状態の良好な個人貸与品は、新入団員等に再利用する。
- 6 今後装備品の分団間の均衡を図るとともに統一を図る。
- 7 装備品の種類及び保有数については消防団会議において検討し、整備計画により整備する。

## 第5章 装備品の更新について

現行で配備されている装備については基本的に団員の退団まで、又は破損、使用不能になるまで利用するものとしますが、耐用年数に定めがあるもの、特に定期的な更新が求められるものについては耐用年数を基準に状態を見ながら更新を行うものとします。

(別紙参照)

また、「被服等の装備品の取り扱いについて」に記載されているように状態の良好な貸与品については可能な限り再利用を行います。

## 第6章 新規装備品の整備方針

消防団の災害出動は多岐に渡り、また、必要な装備についても地域、時代によって異なります。

そこで必要な安全装備品について計画立てて購入を行います。

### ①保安帽（令和5年度から令和8年度まで（4カ年計画））

配備個数	基本団員 327 名分
金額	1 個 9,000 円（税別）

保安帽は平成26年度に購入し、10年が経過しております。保安帽については（一社）日本ヘルメット工業会では耐用年数を5年としており、大きく年数が経過しておりました。そのため、10年を経過する現在更新を行っております。

一方で、327名もの団員の保安帽を一括で更新することは困難であるため、以降の更新については使用状況等を見極めながら時期を検討します。

### ②防寒着（令和9年度（保安帽配備完了後）～令和12年度（4カ年計画））

配備個数	基本団員 327 名分—令和6年度以降の新入団員数
金額	1 着 10,500 円（税別）

防寒着はこれまで市での購入は一切しておらず、分団で購入、または個人で購入しているものを装着しておりました。令和6年1月に能登半島で大きな地震が起きるなど災害の時期は予測ができず、また、火災も冬季に発生することが多いです。分団で購入できずにいる団員からは要望が高い装備となります。分団間での均衡と装備の統一を図るうえでも導入が必要なため令和6年度より新入団員への配備が始まりました。

### ③受令機（令和13年度以降）

配備個数	車載用 17 台 携帯用 38 台
------	-------------------

受令機は平成28年度に一括購入しましたが、10年程度経過することに伴い、劣化が進んでいると想定されます。

破損等は再編により使用しなくなった機器を流用しつつ可能な限り使用するが、費用

対効果を鑑みてバッテリー等の消耗品の交換または、本体の更新を検討します。

④デジタル簡易無線機（令和14年度以降）

配備個数	24台
------	-----

デジタル簡易無線機は令和2年度に一括購入しましたが、10年程度経過することに伴い、劣化が進んでいると想定されます。

破損等は再編により使用しなくなった機器を流用しつつ可能な限り使用します、費用対効果を鑑みてバッテリー等の消耗品の交換または、本体の更新を検討します。

⑤防火衣・防火帽（令和15年度以降）

配備個数	82着
------	-----

令和元年度から令和4年度まで複数年計画で購入していましたが、耐用年数等は明記されていないため、劣化具合を確認しながら、必要な個数の購入を検討します。



貸与種別	物品名	一括購入年度	購入年度	使用目標年数	更新タイミング
分団	防火衣	令和元年度	—	10年以上	10年経過の令和15年度以降を目安に使用状況、劣化状態を見て個別に更新以降2年ごとに確認し状態を判断し更新を行う
	防火帽	令和2年度	—	10年以上	10年経過の令和15年度以降を目安に使用状況、劣化状態を見て個別に更新以降2年ごとに確認し状態を判断し更新を行う
	防火長靴	不明		—	—
	保安帽	平成26年度	R5年度より4ヵ年計画	10年程度	3から5年が標準的な耐用年数（（一社）ヘルメット工業会） 使用頻度を考慮し10年を目安に更新や延長を検討する。使用状況、劣化状態を見て必要な場合再貸与または再度一括更新
	ゴーグル	平成26年度	H26年度購入	15年程度	劣化状態を見て分団毎に更新
	ヘッドライト	平成26年度	H26年度購入	15年程度	劣化状態を見て分団毎に更新
	受令機	平成28年度	—	10年程度	法令、損傷等で使用不能になるまで利用し、10年を目安に費用対効果を鑑みてバッテリー等の交換か本体更新を検討する。
	デジタル簡易無線機	令和2年度	—	10年程度	法令、損傷等で使用不能になるまで利用し、10年を目安に費用対効果を鑑みてバッテリー等の交換か本体更新を検討する。
	拡声器（副団長以上）	令和4年度	—	—	劣化状態を見て個別に更新
	ベスト（分団長以上）	令和2年度	—	—	劣化状態を見て個別に更新
	ベスト（機能別団員）	令和5年度	—	—	劣化状態を見て個別に更新
個人	制服（上下）、制帽、ネクタイ	—	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	消防団名章（鴻巣市）	—	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局へ返却 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う ロット発注のため、在庫がなくなり次第発注が必要
	分団章（金属・布）	—	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	階級章（金属・布）	—	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	白手袋	—	入団時	使用状態に応じ	状態を見て個別に再貸与
	盛夏服（上下ベルト）盛夏帽（副団長以上）	令和5年度	令和5年度から配備、以降昇格時	退団まで	新副団長就任時貸与、団長昇格時階級変更
	団長章、私服用職章（団長）	令和6年度	昇格時	退団まで	新団長就任時貸与
	パンプス（女性団員）	—	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	儀礼服（方面隊長以上）	—	副団長昇格時	退団まで	退団時不要な場合は返却、以降予備として保管し昇格者へ再貸与
	活動服（上下）ベルト	平成29・30年度	入団時	退団まで	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	アポロキャップ	—	入団時	使用状態に応じ	使用頻度、劣化状態を見て個別に再貸与
	編上靴	平成26年度	入団時	使用状態に応じ	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	耐切削手袋	—	入団時	使用状態に応じ	使用頻度、劣化状態を見て個別に再貸与
	長靴	—	入団時	使用状態に応じ	退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う
	Tシャツ	—	入団時	使用状態に応じ	使用頻度、劣化状態を見て個別に再貸与
	高視認性雨衣	令和3・4年度	入団時	退団まで	入団時貸与、劣化状態を把握し、必要団員には更新
防寒着	令和2年度	令和9年度から4ヵ年計画計画	退団まで	令和6年度より新入団員へ配備、安全帽の更新が終了次第購入 退団5年以内の状態の良いものは事務局が予備として管理 退団6年以上の状態の良いものは分団で予備として管理 劣化状態を見て個別に予備の中から再貸与を行う	